

2 研修計画の概要

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1212 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	27	高齢者施設初任者研修	高齢者施設職員としての基本的な心構えや、利用者をはじめとする他者との良好な関係を築くために必要な知識や技術を習得する。	認知症を抱えた方の理解とかかわり、高齢者疾患の特徴、高齢者の福祉、ケアにおける記録の視点、高齢者（利用者）の尊厳	高齢者施設の3年未満の職員	未定	2	2	30	①オンライン研修 ②未定	研修課
	28	高齢者施設中堅職員研修	高齢者施設における中堅職員として、利用者の気持ちに寄り添った介護や、専門分野の法令に基づき適切に対応するために必要な知識や技術を習得する。	誤嚥防止等の姿勢づくり、利用者の尊厳を守るケア、施設介護支援と記録、メンタルヘルスマニケーション	高齢者施設の3年以上の職員	未定	2	2	30	①オンライン研修 ②未定	研修課
	29	高齢者施設リーダー研修	高齢者施設における指導的職員として、チームの力を引き出し活気ある職場づくりを目指すための効果的な手法や職員への指導・助言のあり方、リスクマネジメントなどリーダーとしての役割を果たすために必要となるスキル等を習得する。	ファシリテーション、リスクマネジメント、スーパービジョン	高齢者施設の指導的職員	未定	1	2	30	未定	研修課
	30	学び直しのマナー・接遇研修	高齢者施設職員に必要なマナーや接遇を学ぶ。	未定	高齢者施設の職員	未定	1	1	30	未定	研修課
	31	認知症介護実践研修・実践者研修	認知症高齢者がその有する能力を發揮し、自立した生活を送るための認知症介護の専門的知識と技術を習得し、介護現場で尊厳を支える質の高いケアをより実践的に展開できる力を身につける。	認知症ケアの基本的視点、認知症になることへの理解、認知症ケアの倫理と権利擁護、アセスメントとケアの実践の基本ⅠⅡ、生活環境づくりと地域資源の理解、認知症を患った人の家族の理解、認知症の人とのコミュニケーションの理解と方法、認知症の人の暮らしを支えるケアを実践するための視点、共に生活を楽しむための視点、実習オリエンテーション、実習課題の設定、実習報告	石川県内の介護保険施設・事業所等に従事する介護職員等であって、認知症介護に関する基本的知識・技術を有し、介護現場経験が2年以上の者	①5月25日・26日・28日、 6月11日・12日、 8月18日・19日 ②8月26日～28日、 9月10日・11日、 11月17日・18日	2	35	60	石川県社会福祉会館 石川県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
32	認知症介護実践研修・実践リーダー研修	高齢者介護実務者及びその指導的立場にある者に対し、実践者研修で得られた知識・技術をさらに深め、施設・事業所において、ケアチームを効果的・効率的に機能させる能力を有した指導者を養成し、もって認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	認知症介護実践リーダーの研修の理解、認知症の専門的理解、認知症ケアに関する動向と地域展開、認知症介護実践リーダーの役割、チームにおけるケア理念の構築方法、実践者へのストレスマネジメントの理論と方法、チームケアのためのケースカンファレンスの技法と実践、認知症ケアにおけるチームアプローチの基本と実践、認知症の人の権利擁護の指導、認知症ケアの指導の基本的視点、認知症の人への介護技術指導、認知症の人の行動・心理症状（BPSD）への介護技術指導、職場内教育（OJT）の方法の理解と実践ⅠⅡ、認知症の人の家族支援方法の指導、認知症の人へのアセスメントの実践に関する指導、自施設実習の課題設定、実習のまとめ	・（1）石川県内の介護保険施設・事業者等において認知症介護に携わっている介護職員等であって認知症介護の経験年数が5年以上の者 ・（2）過去に「痴呆介護実務者研修（基礎課程）又は認知症介護実践研修（実践者研修）」を修了後、1年以上経過している者 ・（3）介護保険施設・事業所等においてサービスを利用者に直接提供する介護職員として、介護福祉士資格を取得した日から起算して10年以上、かつ1,800日以上の実務経験を有する者あるいはそれと同等以上の能力を有するものであると実施主体の長が認めた者 *（1）（2）の両方もしくは（3）の要件に該当する者	① 7月 1日～ 3日、 7月13日～16日、 10月 6日～ 8日 ②12月 1日～ 3日、 12月14日～17日、 2月24日～26日	2	38	30	石川県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター	

2 研修計画の概要

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1211 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	33	認知症対応型サービス事業管理者研修	指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所を、管理・運営していくために必要な知識及び技術を修得するとともに、認知症介護を提供する事業所を管理する立場にある者として適切なサービスの提供に関する知識等を修得し、認知症高齢者に対する介護サービスの充実を図る。	地域密着型サービス基準について、管理者の実際の役割、介護従事者に対する労務管理について、アセスメントとケアプランの基本的考え方、第三者評価の実施について、高齢者の権利擁護と身体的拘束について	・指定認知症対応型通所介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、指定認知症対応型共同生活介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所の管理者になることが予定されている者 ・認知症介護実践研修における実践者研修（又は旧基礎課程）を修了している者 ・各事業に係る指定基準における管理者の要件（当該研修の受講を除く）を満たしている者 *上記全ての要件を満たしている者	①10月21日・22日 ②3月3日・4日	2	2	40	オンライン研修	長寿生きがいセンター
	34	認知症対応型サービス事業開設者研修	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者となる者が、認知症介護に関する基本的な知識及び認知症対応型サービス事業の運営に必要な知識を修得する。	認知症の基本的理解とケアのあり方、地域密着型サービス基準について、地域密着型サービスの取組について、認知症高齢者を支えるために、現場体験	指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定小規模多機能型居宅介護事業所、看護小規模多機能型居宅介護事業所の代表者又は代表者になることが予定されている者	講義:1月 実習:1月～2月	1	2	30	オンライン研修	長寿生きがいセンター
	35	老人施設職員研究会議	利用者から信頼され選ばれる、質の高いサービスの提供を目指し、職員の資質・専門性の向上を図る。	講義、実践研究発表等	県老人福祉施設協議会会員施設の役職員	未定	1	1	100	未定	施設振興課
	36	県老人福祉施設協議会施設長・事務長等研修	これからの老人福祉施設経営と利用者サービスの質の向上について、模索するとともに、地域での福祉サービスの展開や老人福祉施設の役割について研究する。	人材確保・人材育成、施設経営 等	県老人福祉施設協議会会員施設の施設長・事務長等	3月上旬	1	1	100	未定	施設振興課
	37	県デイサービスセンター協議会職員研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員	未定	2	1	50	未定	施設振興課
	38	県デイサービスセンター協議会センター長等研修	県デイサービスセンター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術の修得を目的に研修を行い、質の高いサービスの提供を目指す。	未定	県デイサービスセンター協議会会員施設のセンター長等	3月上旬	1	1	50	未定	施設振興課
	39	県地域包括・在宅介護支援センター協議会センター長等研修	高齢者を取り巻く社会的情勢の変化と地域包括支援センター及び在宅介護支援センターの役割を考える。	未定	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設のセンター長等	6月	1	1	30	未定	施設振興課
	40	県地域包括・在宅介護支援センター協議会職員研修	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設の職員に対し、必要な専門的知識および技術を修得する。	未定	県地域包括・在宅介護支援センター協議会会員施設職員	未定	1	1	20	未定	施設振興課
	41	介護支援専門員実務研修	介護支援専門員として必要な知識、技能を有する介護支援専門員の養成を図る。	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、自立支援のためのケアマネジメントの基本、相談援助の専門職としての基本姿勢及び相談援助後術の基礎、人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、利用者、多くの種類の専門職等への説明及び合意、ケアマネジメントのプロセス 等	介護支援専門員実務研修受講試験に合格した者	12月～3月	1	14	110	オンライン研修	研修課
	42	介護支援専門員更新研修B・再研修	介護支援専門員として実務についていない者又は、実務から離れている者が、実務につく際に介護支援専門員として必要な知識、技能の再習得を図る。	介護保険制度の理念・現状及びケアマネジメント、自立支援のためのケアマネジメントの基本、人格の尊重及び権利擁護並びに介護支援専門員の倫理、介護支援専門員に求められるマネジメント（チームマネジメント）等	・介護支援専門員証の有効期間が令和9年12月までで、介護支援専門員として実務に従事した経験を有しない者 ・介護支援専門員証の有効期間失効後に再交付を希望する者	11月～2月	1	9	145	オンライン研修	研修課

2 研修計画の概要

各研修の内容やお申込みの取消・変更等につきましては、担当課にお問い合わせください。
 研修課 076-221-1833 総務管理課 076-224-1212 地域福祉課 076-224-1212 施設振興課 076-224-1211
 ボランティアセンター 076-234-1616 福祉サービス利用支援センター 076-234-2556 福祉の仕事マッチングサポートセンター 076-234-1151
 長寿生きがいセンター 076-258-3135 福祉サービス運営適正化委員会 076-234-2556

区分	No.	研修名	研修目的	主な内容	参加対象	開催期日	回数	1回当たり		会場	担当課
								日数	定員		
老人福祉研修	43	介護支援専門員更新研修 A・専門研修課程 I	現任の介護支援専門員(介護支援専門員証の更新をしようとする者)に対して、一定の実務経験をもち、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	ケアマネジメントにおける実践の振り返り及び課題の設定、介護保険制度及び地域包括ケアシステムの現状、対人個別援助技術及び地域援助技術、ケアマネジメントの実践における倫理、ケアマネジメントの演習(生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント等)、研修全体を振り返るための意見交換、講評及びネットワーク作り等	(更新) 介護支援専門員証の有効期間が令和9年12月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者 (専門) 現任の介護支援専門員で、就業後6ヶ月以上の者	6月～7月	1	9	110	オンライン研修	研修課
	44	介護支援専門員更新研修 A・専門研修課程 II	現任の介護支援専門員(介護支援専門員証の更新をしようとする者)に対して、一定の実務経験をもち、必要に応じた専門知識及び技能の修得を図ることにより、その専門性を高め、多様な疾病や生活状況に応じて、医療との連携や多職種協働を図りながらケアマネジメントを実践できる知識・技術を修得し、もって介護支援専門員の資質向上を図る。	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの今後の展開、ケアマネジメントの実践における倫理、リハビリテーション及び福祉用具等の活用に関する理解、ケアマネジメントにおける実践事例の研究及び発表(生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント等)等	(更新) 介護支援専門員証の有効期間が令和9年12月までの現任の介護支援専門員又は実務経験を有する者 (専門) 現任の介護支援専門員で、就業後3年以上の者	①7月～8月 ②8月～9月 ③9月～10月	3	5	112	オンライン研修	研修課
	45	主任介護支援専門員研修	介護保険サービスや他の保健・医療・福祉サービスを提供する者との連絡調整、他の介護支援専門員に対する助言・指導などケアマネジメントが適切かつ円滑に提供されるために必要な業務に関する知識及び技術を修得するとともに、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域づくりを実践できる主任介護支援専門員の養成を図る。	主任介護支援専門員の役割と視点、ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援、人材育成及び業務管理、運営管理におけるリスクマネジメント、地域援助技術、対人援助者監督指導、個別事例を通じた介護支援専門員に対する指導・支援の展開等	介護支援専門員専門研修Ⅰ及びⅡを修了した者で、 ・専任(常勤専従)の介護支援専門員として従事した期間が通算5年以上の者 ・専任ではないが、介護支援専門員業務を主務としており、5年(60か月)維持上の実務経験があり、かつ県が主催する介護支援専門員に係る研修会において講師・ファシリテーターとして協力実績がある等、指導的立場にある者等	9月～11月	1	12	65	オンライン研修	研修課
	46	主任介護支援専門員更新研修	主任介護支援専門員に対して、主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間の更新時に併せて研修の受講を課すことにより、主任介護支援専門員としての役割を果たしていくために必要な能力の保持・向上を図る。	介護保険制度及び地域包括ケアシステムの動向、ケアマネジメントの実践における倫理的な課題に対する支援、主任介護支援専門員としての実践の振り返りと指導及び支援の実践(生活の継続及び家族等を支える基本的なケアマネジメント等)等	主任介護支援専門員研修修了証明書の有効期間がおおむね2年以内に満了する者で、 ・介護支援専門員に係る研修の企画、講師やファシリテーターの経験がある者 ・地域包括支援センターや職能団体等が開催する法定外の研修等に年4回以上参加した者等	10月～12月	1	10	160	オンライン研修	研修課
	47	小規模多機能型サービス等計画作成担当者研修	小規模多機能型居宅介護事業所及び看護小規模多機能型居宅介護事業所において利用者及び事業所の特性を踏まえた小規模多機能型居宅介護事業計画及び看護小規模多機能型居宅介護事業計画を作成するために必要な知識や技術を修得する。	行政説明・小規模多機能型居宅介護について、総論・小規模多機能ケアの視点、地域生活支援、ケアマネジメント論、居宅介護支援計画作成の実際、チームケアについて	・小規模多機能型居宅介護事業所等の計画作成担当者又は計画作成担当者になることが予定されている介護支援専門員 ・認知症介護実践研修における実践者研修(又は旧基礎課程)を修了している者 *上記両方の要件を満たしている者	①10月28日・29日 ②3月10日・11日	2	2	20	石川県社会福祉会館別館	長寿生きがいセンター
	48	生活支援コーディネーター養成研修	地域包括ケアの着実な推進のため、市町村で配置し生活支援・介護予防の基盤整備を進める「生活支援コーディネーター」に対して研修を実施し、必要な知識・技量の修得を支援する。	講義(コーディネーターの役割等)、実践発表、事例検討	市町村に配置されている生活支援コーディネーター	①7月 ②10月	2	1	60	未定	地域福祉課